

新型コロナウイルス感染症対策特例資金 (経営安定運転特例資金・経営安定運転特例小口資金)

杉並区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対策特例資金」を実施します。

さらに、事業者の資金調達の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策特例資金に係る信用保証料を**全額補助**します。

| 資金用途 | 融資限度額 | 返済期間 |
|----------|--|---------------------|
| 運転資金 | 700万円※1 | 7年以内 (据置6か月以内含む) |
| 信用保証料 | 利率 | |
| 区が全額補助※2 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸付から3年間 0.00% ・貸付から3年経過後 0.48%(年利) (経営安定運転特例小口資金は年利0.43%) | |

ご利用いただける方

以下の1～6の要件をすべて満たしている中小事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年同期もしくは前々年同期と比較して減少している方または、最近1か月の売上が、最近1か月を含む最近3か月～6か月間の平均売上高と比較して減少している方

- 1 杉並区内に主たる事業所(法人の場合は本店登記)を1年以上有する方
- 2 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- 3 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人住民税)を滞納していない方
- 4 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- 5 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- 6 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

～経営安定運転特例小口資金は以下7・8の要件も必要になります～

- 7 従業員数が20人(卸売業・小売業またはサービス業(注)は5人)以下であること
(注)宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下
- 8 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること

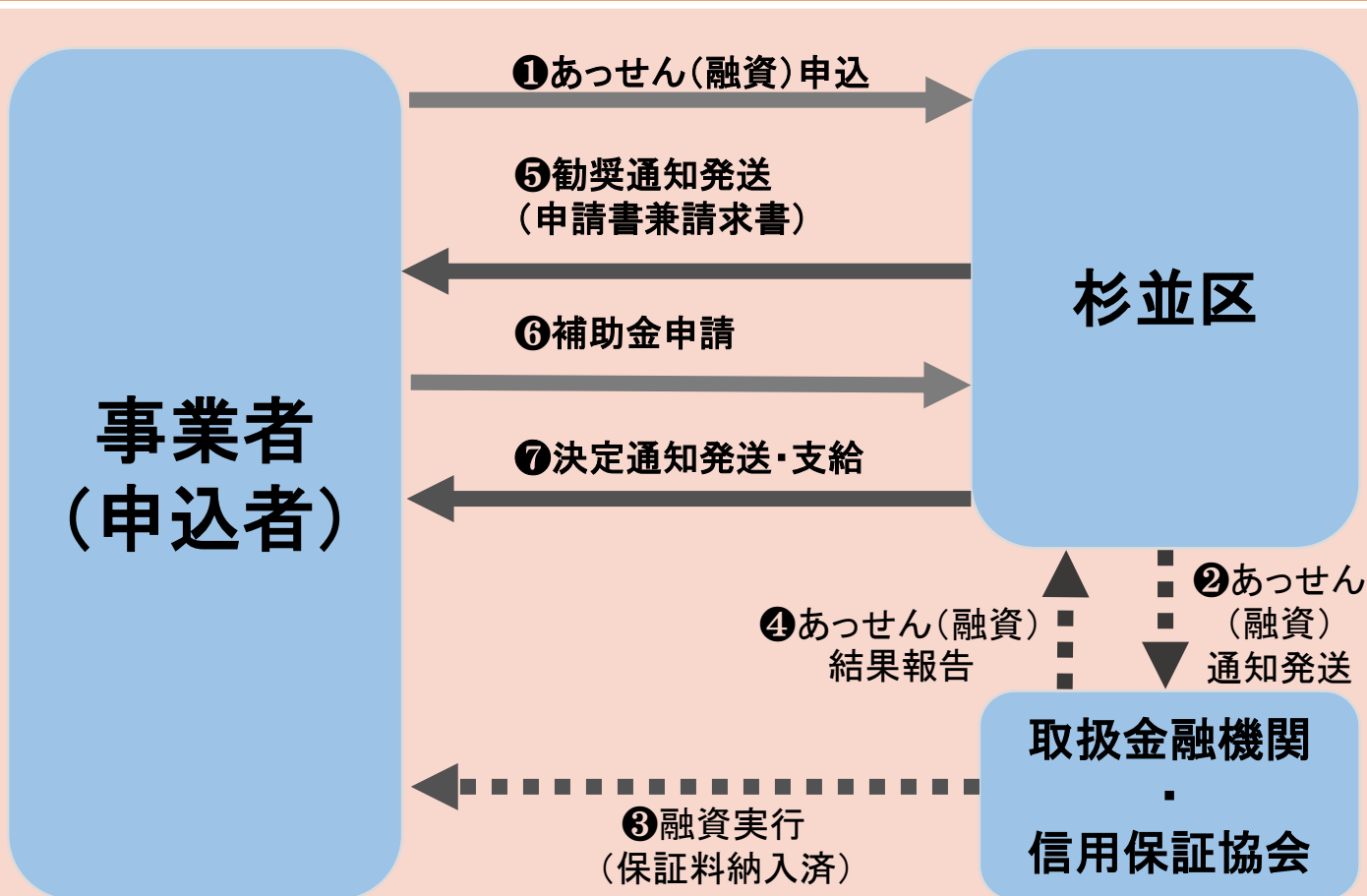
※1 現在経営安定運転特例資金・経営安定運転特例小口資金を利用している場合は、その残高と合わせて700万円以内

※2 一度お客様に信用保証料をお支払いいただいた後、区からお支払いいただいた信用保証料分をお客様にお戻しをすることで、実質全額補助となる仕組みとしています。
繰上償還等に伴い、信用保証協会から返戻金があった場合、補助金の返還が必要になります。

裏面続く

新型コロナウイルス感染症対策特例資金に係る 信用保証料補助について

手続きの流れ



申請方法

新型コロナウイルス感染症対策特例資金を利用された方で、信用保証料をお支払いした方は、区より通知が届きますので以下の書類をご提出ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特例資金に係る信用保証料補助申請書兼請求書
- ・ 「信用保証決定のお知らせ」(お客様用) の写し

なお、繰上償還等に伴い、信用保証協会から返戻金があった場合は、以下の書類が必要になります。

- ・ 「保証料返戻のお知らせ」の写し (対象者のみ)

★申請期限 融資実行後3ヶ月以内

提出・お問い合わせ先

〒167-0043

杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階

杉並区産業振興センター就労・経営支援係

電話03(5347)9182 (商工相談担当)

